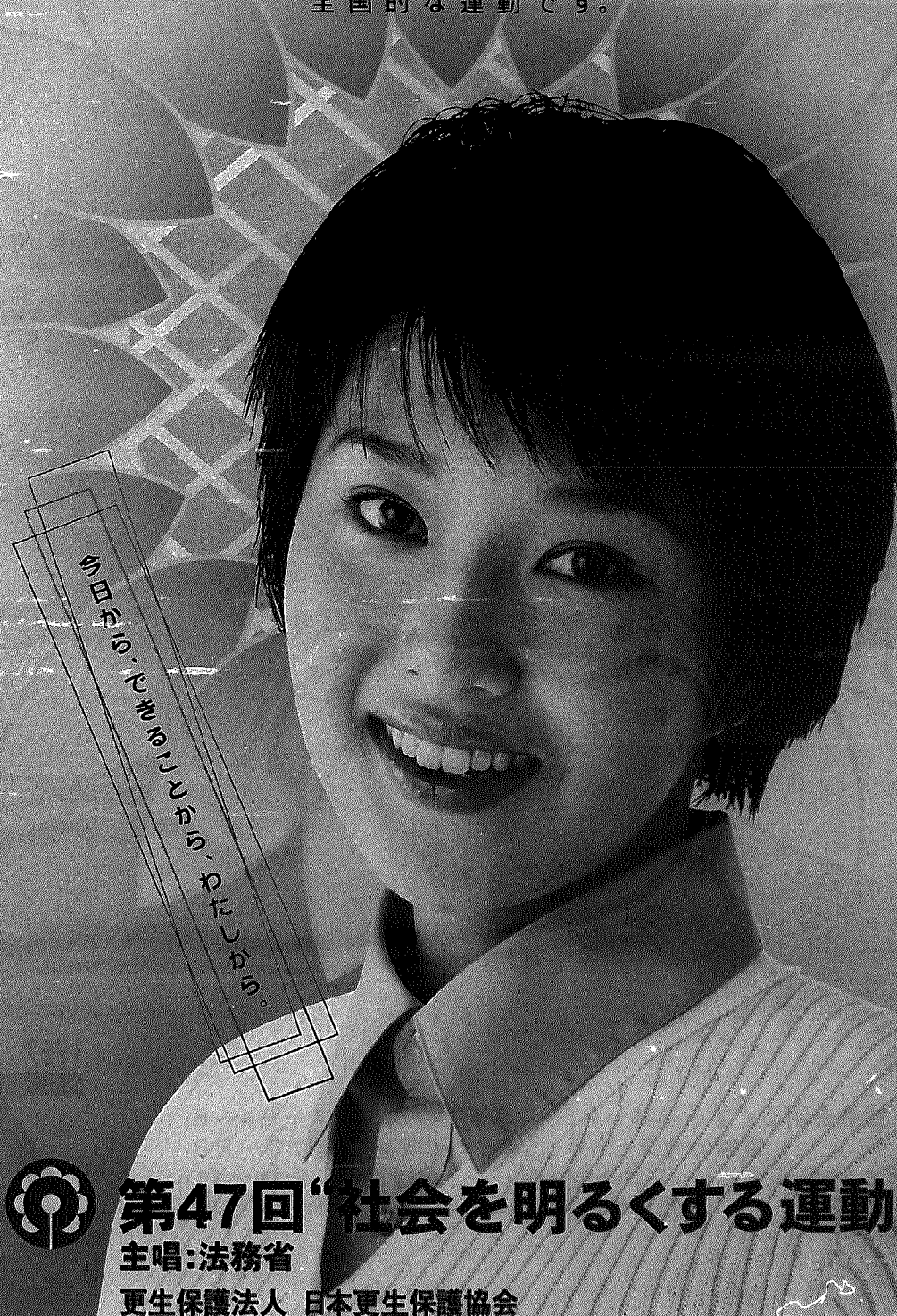


ふれあいと対話が築く 明るい社会

“社会を明るくする運動”は

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。



多田 千尋 15歳 北海道札幌市中央区南一条西五丁目

真田 麻亜美

第47回“社会を明るくする運動”
主唱：法務省
更生保護法人 日本更生保護協会

地域住民の理解と協力により 罪を犯した人や非行に陥った少年の更生を支える

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築いていこうという全国的な運動です。法務省の主唱により実施され、今年で第47回を迎えます。

軽法犯の約四割を占めているのが十四から十九歳の子どもたちです。非行の内容をみると、万引きやいじめなどの暴力事件のほか、最近では、覚せい剤などの薬物乱用が中高生にまで、まん延するなど、非常に憂慮すべき状況になっています。大切なのは、犯罪や非行を防止することともに、罪を犯した人や非行に走った子どもたちが更生して円滑に社会復帰できるように、周りの人たちが手助けをすることです。

どで起る暴力事件などがありますが、最近最も心配されているのは、シンナーや覚せい剤などの薬物乱用問題です。薬物乱用で補導される子どもは、年々低年齢化しています。

円滑な社会復帰には 周りの支援が不可欠

毎年七月は、“社会を明るくする運動”強調月間です。「地域住民の理解と協力により、罪を犯した人や非行に陥った少年の更生を支える」を重点目標に、全国でさまざまな運動が展開されます。

子どもが非行に走る背景には、家庭環境や交友関係など多くの要因が複雑に絡み合っています。非行防止にはまず、こうした問題を一つ一つ解決し、非行を誘発しないような社会環境をつくることです。

7月は “社会を明るくする運動” 強調月間です

平成七年の刑法犯認知件数は約二百四十三万件で、昭和五十年以降、ほぼ一貫しています。特に少年非行については、検挙人員の約四十三%を十四から十九歳の子どもたちが占め、また、そのうちの約六十六%が十六歳までの低年齢層の子どもたちという深刻な状況です。(犯罪白書より)非行の内容では、非行の始まりにみられる万引きやオートバイ・自転車盗難がほとんどです。そのほかには、いじめが原因な

子どもが非行に陥った子どもたちが更生して円滑に社会復帰できるためには、本人の強い意志はもちろん、家庭や職場、学校など周りの人たちの支援が欠かせません。非行や犯罪は、地域社会のなかで生まれます。そして、罪を犯した人が更生して戻ってくるのもまた、地域社会です。更生した人を色メガネで見たり仲間はずれにしたりすることは、再び犯罪や非行を呼び起こすきっかけにつながります。失敗はだれにでもあります。大切なのは、

気軽に参加できる ミニ集会

毎年七月は、“社会を明るくする運動”強調月間です。「地域住民の理解と協力により、罪を犯した人や非行に陥った少年の更生を支える」を重点目標に、街頭キャンペーンやミニ集会(対話集会)などが地域ごとに全国で行われます。

同じ過ちを繰り返さないことです。こうした積み重ねが犯罪や非行のない、明るい社会を築くための第一歩になります。

ミニ集会は、隣近所の人たちが気軽に集まって身近な問題を話し合う、いわば井戸端会議のようなもので、地域でのお互いの連携を深め、また運動を進めていくための大きな原動力になっています。こうした地道な活動とみんなの協力により、安心して住みやすい地域をつくりあげていくことができます。

“社会を明るくする運動”について詳しく知りたい場合は、新潟保護観察所(☎222-1531)までお問い合わせください。